

五條市あんしん見守り・SOS ネットワーク ガイドライン

～認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく
安心して暮らし続けることができる“まち”へ～



令和 元 年 5 月

五條市あんしん福祉部

介護福祉課

目次

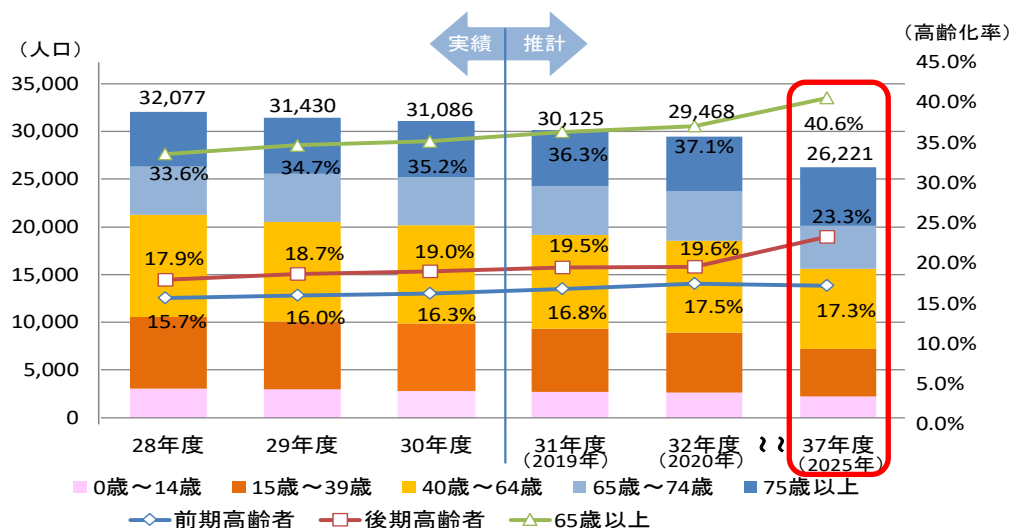
1	趣旨等.....	1
	(1) 背景.....	1
	(2) 認知症の人等の行方不明の状況.....	2
	(3) 地域包括ケアシステム全体構想と地域ケア会議について.....	4
	(4) “地域における見守り” 地域ケア会議の検討内容について.....	5
2	あんしん見守り・SOS ネットワーク構築に向けて.....	6
	(1) 目的.....	6
	(2) 用語の意味（定義）.....	7
	(3) あんしん見守り・SOS ネットワークとは.....	8
	(4) 役割.....	9
3	認知症の人等が安心して外出できるように（行方不明の未然防止）.....	10
	(1) 事前登録（「見守りあんしんシール」）による見守りネットワーク.....	10
	(2) 「見守りあんしんシール」の利用概要.....	11
	(3) 地域での見守り体制の構築について（協力団体等の登録）.....	12
4	認知症の人等が所在不明になったとき（行方不明対応）.....	13
	(1) 警察への届け出（行方不明の発生時の対応）.....	13
	(2) 所在不明時の対応の流れ.....	14
	(3) 行方不明者の情報提供について.....	15
5	認知症の人等を保護したとき.....	16
	(1) 事前登録者の保護時の対応の流れ.....	16
6	あんしん見守り・SOS ネットワーク構築後の取り組み.....	17
	(1) 模擬訓練.....	17
	(2) 定期的な見直し.....	17
	(3) アフターサポート体制.....	18
	【様式】.....	19

趣旨等

(1) 背景

五條市の平成 31 年 4 月 1 日時点の総人口は、30,518 人、高齢者人口は 10,980 人、高齢化率は 36.0%となっています。2025 年には、総人口の約 4 割が高齢者となると予想され、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加すると見込まれています。

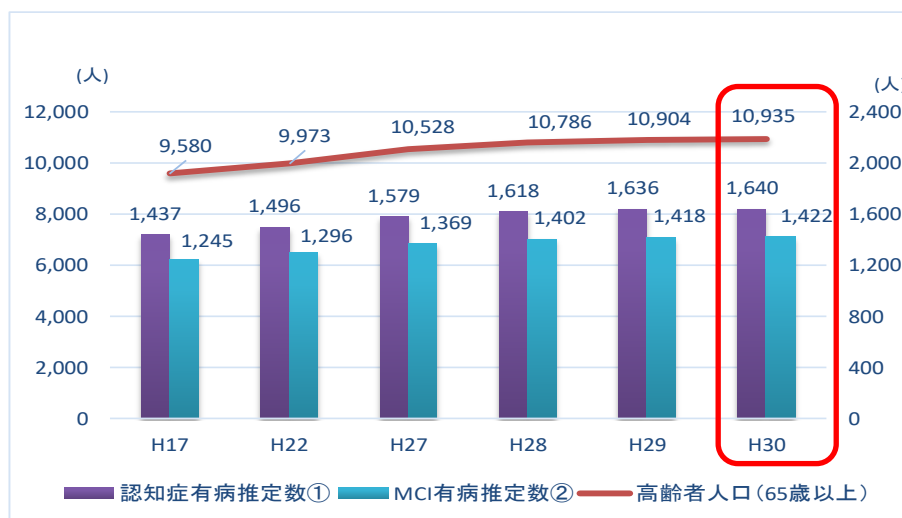
■五條市の人口推計



参考：五條市老人保健福祉計画・五條市第 7 期介護保険事業計画

また、本市の認知症高齢者の状況については、厚生労働省が公表している認知症有病推定率 15%、MCI 有病率推定値 13%を当てはめると、認知症・MCI 有病推定者数合計は平成 17 年で 2,682 人に対し平成 30 年で 3,062 人と約 10 年間で 14.2%の増加となっています。

■五條市の高齢者人口、認知症有病者数、MCI 有病推定数の推移



※厚生労働省が公表している認知症有病推定率 15%、MCI 有病推定値 13%を市の高齢者人口を基に推計
 ※MCI とは、認知症ではないが、認知症と疑いのある者

(2) 認知症の人等の行方不明の状況

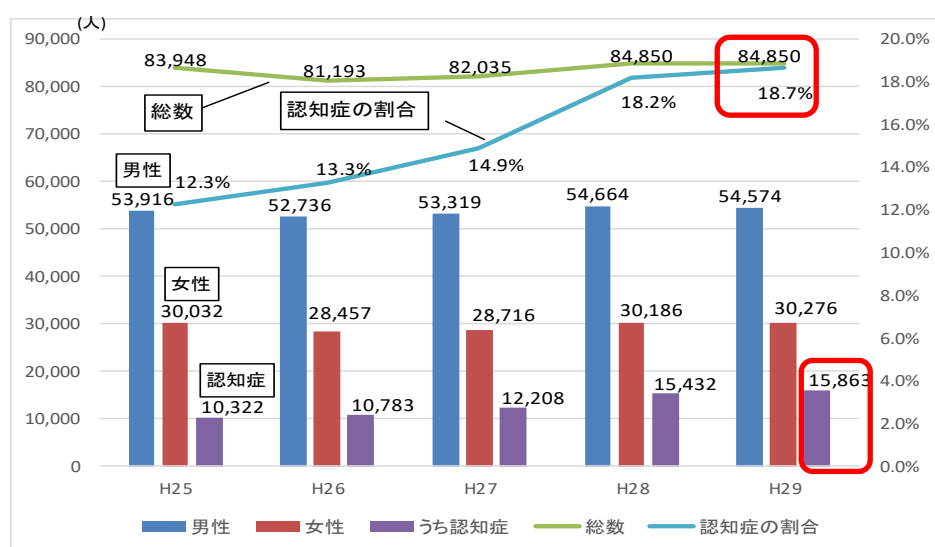
全国が行方不明者の届出受理数は、過去 5 年間では横ばいで推移しており、平成 29 年は 84,850 人で前年と同数で、男女別では、男性の割合が高くなっています。

行方不明者の原因のうち認知症又はその疑いによるものは、平成 29 年は 15,863 人で全体の 18.7% 占めており、年々増加傾向になっています。

奈良県が行方不明者の届出受理数は、全国と同様に推移しており、平成 29 年は 1,109 人で、男性の割合が高く、認知症又はその疑いによる行方不明者は、平成 29 年は 302 人で全体の 27.2% 占めており、全国に比べその割合は高く、高齢化に伴い増加しています。

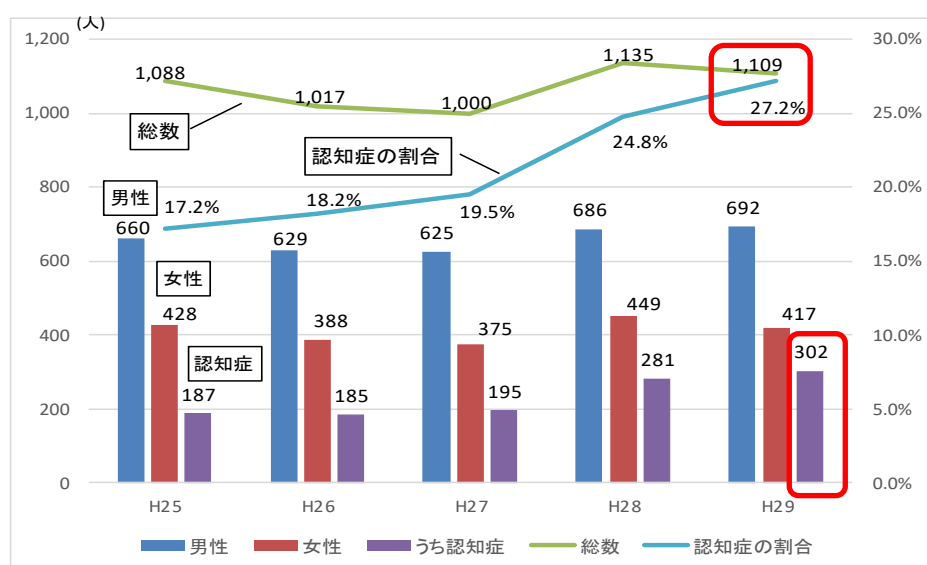
認知症の人等が行方不明にならないよう、普段からの見守りの体制づくりが重要となっています。

■全国の行方不明者の状況



参考：平成 30 年 6 月 平成 29 年における行方不明者の状況 警察庁生活安全局生活安全企画課

■奈良県の行方不明者の状況



参考：各年中における行方不明者の状況について 奈良県警 人身安全対策課

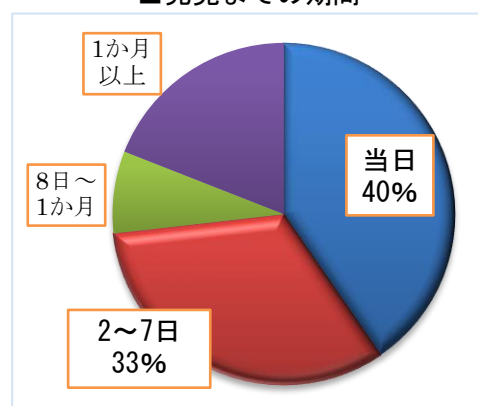
全国で平成 29 年に所在の確認等できた行方不明者は、81,946 人で、その **73.2%** にあたる 59,991 件（受理当日 33,139 件 40.4%、2～7 日 26,852 件 32.8%）が **1 週間以内に所在の確認**等されています。また、当日の発見 33,139 件のうち 32,350 人が生存を確認されています。

奈良県では、平成 29 年に所在の確認等できた行方不明者は、1,120 人で、その **80.5%にあたる 901 件が 1 週間以内に所在が確認**され、当日に発見されたほとんどが生存を確認されており、行方不明が発生した場合に、早期に対応することが重要となっています。

■全国の平成 29 年中に所在の確認ができた行方不明者

発見・ 確認別	発見・確認までの期間				
	総数	当日	2～7日	8日～ 1か月	1か月 以上
所在確認	71,371	31,829	24,394	5,342	9,806
死亡確認	3,837	789	1,712	531	805
その他	6,738	521	746	476	4,995
合 計	81,946	33,139	26,852	6,349	15,606
割 合		40.4%	32.8%	7.7%	19.0%

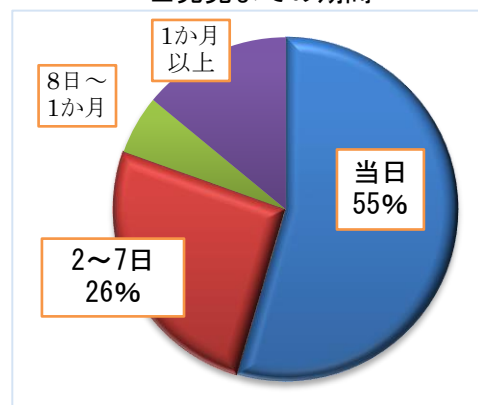
■発見までの期間



■奈良県の平成 29 年中に所在の確認ができた行方不明者

発見・ 確認別	発見・確認までの期間				
	総数	当日	2～7日	8日～ 1か月	1か月 以上
所在確認	1,014	591	270	52	101
死亡確認	43	10	12	7	14
その他	63	10	8	3	42
合 計	1,120	611	290	62	157
割 合		54.6%	25.9%	5.5%	14.0%

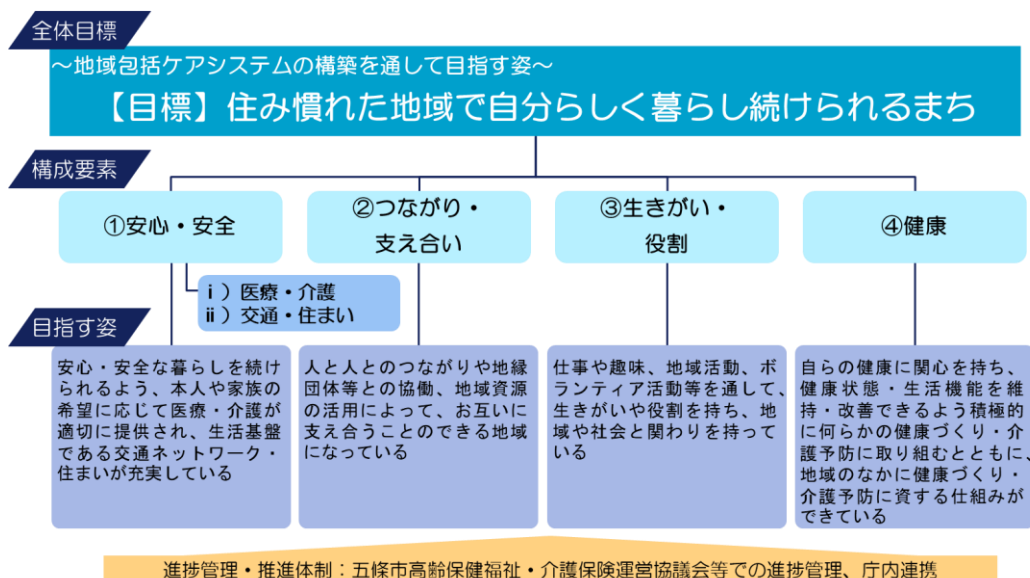
■発見までの期間



(3) 地域包括ケアシステム全体構想と地域ケア会議について

本市では、地域の高齢者の現状と課題を把握するため、各種アンケート調査や地域ケア会議を開催し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるまちを目標に掲げ、平成 27 年度に「五條市版地域包括ケアシステム全体構想」（以下、「全体構想」という。）を策定しました。

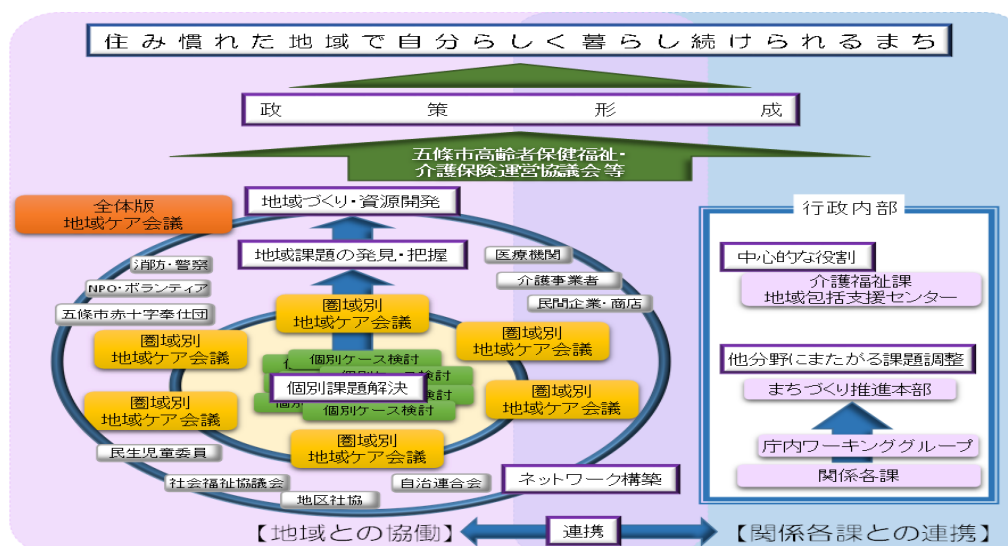
■五條市版地域包括ケアシステム全体構想



この全体構想の実現に向けての一手法として、平成 27 年度より、自治連合会や民生児童委員等の住民代表、事業者等の関係団体の参加を得て、市内の中学校区を単位とした 6 つの日常生活圏域全てで“圏域別地域ケア会議”を開催し、高齢者を取り巻く地域課題の解決に向けた関係者間のネットワーク構築と具体的な解決に向けた地域づくり・資源開発に向けた検討を進めています。

また、各団体の代表者が集まる“全体版地域ケア会議”を開催し、圏域別地域ケア会議で出された地域課題の共有や地域だけでは解決の難しい課題を検討し、行政への政策形成につなげるための場を設けています。

■地域ケア会議の役割



(4) “地域における見守り” 地域ケア会議の検討内容について

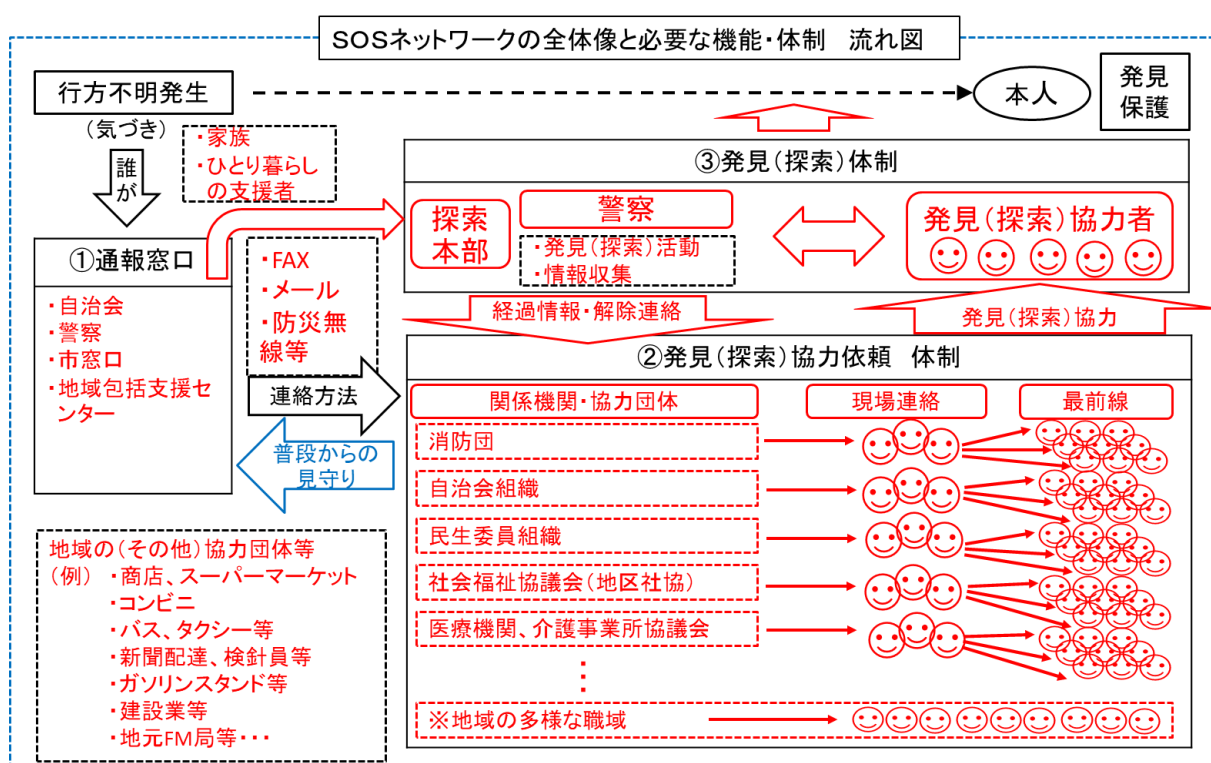
地域ケア会議は、平成 28 年度から、圏域別及び全体版地域ケア会議を年 2 回開催し、全体構想で課題の一つとしてあげられた「地域における高齢者等の孤立の防止・見守り体制の構築と、緊急時等に対応できる仕組みが必要」であることから、「地域における見守り」をテーマに様々な視点で議論を重ねてきました。地域では、既存の見守り体制を含め、緩やかな見守り体制の構築や気になる高齢者の情報を行政につなぐ連携の方法について、検討しました。

平成 29 年度には、「認知症にやさしい地域づくりに向けて」をテーマに、地域ケア会議で出された意見を基に、認知症の進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような相談やサービス等が受けられるのかを示した認知症ケアパスのパンフレットを作成し、市内全戸に配布しました。また、認知症により行方不明の可能性のある人に QR コードを活用した「見守りあんしんシール」 交付事業を平成 30 年 7 月より開始し、認知症の人を含め高齢者の見守り体制を構築してきました。

さらに、平成 30 年度は、今まで検討してきた地域における見守り体制をより強固なものとしていくため、圏域別地域ケア会議で、認知症等により高齢者が行方不明となった時（SOS 時）に、家族や周辺の住民が気づいた場合、どのような流れと機能、そして体制があったら早期発見ができるのかを、アイデアを出し合って整理し、各地域ならではの SOS ネットワークの流れ図を作成しました。

この行方不明時の SOS ネットワークができることで普段の見守りもできることに気づき、具体的な地域での一連の見守り体制の構築に向けて、その重要性を再認識しました。

■地域ケア会議の検討内容「いざという時」：各圏域の主な機能・体制のまとめ



2 あんしん見守り・SOS ネットワーク構築に向けて

(1) 目的

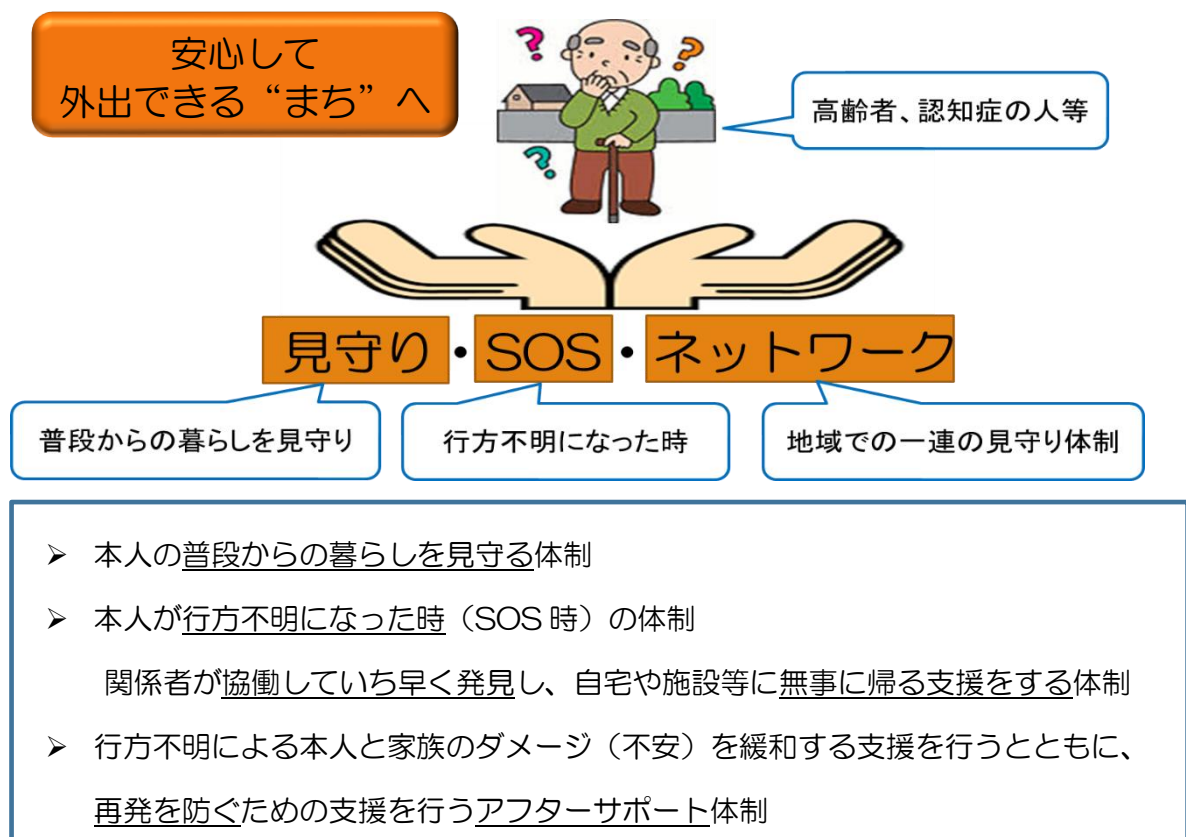
本市における将来の人口推計等から、今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加し、また、認知症による行方不明者が全国的に見ても増加していることから、本市における認知症の人等とその家族が安心して暮らせる地域づくりのため、地域全体で見守り体制（ネットワーク）の構築が喫緊の課題となっています。

認知症の人等の見守りと行方不明時の早期発見のためには、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、一人ひとりの普段からの見守り体制を構築する見守りネットワークと行方不明時（SOS 時）の早期発見に向けたネットワーク、再発を防ぐための支援を行うアフターサポート体制が必要です。

このように、認知症の人等を地域での一連の見守り体制を構築することで、普段からの見守り体制の強化と行方不明の未然防止につながります。また、行方不明時には、警察の活動に加え、地域住民が参加した迅速な発見（探索）活動が行えます。

本市では、地域ケア会議で検討された内容を基に、認知症の人だけでなく高齢者の普段からの暮らしを見守り、認知症の人等が行方不明になることを防ぎ、万が一、行方不明が発生した際に無事に家に戻れ、安心して外出を続けられるよう、地域の人による一連の見守り体制をつくるため、「あんしん見守り・SOS ネットワーク」を地域の関係機関や協力団体等と共に構築を進めていきます。

■あんしん見守り・SOS ネットワークのイメージ図



(2) 用語の意味（定義）

用語	意味（定義）
認知症の人等	・ 概ね 65 歳以上の在宅高齢者 ・ 認知症の診断を受けた本人、及び認知症の疑いがある人を含む ※行方不明の中には、診断を受けていない人、認知症の疑いのある人が少なくないため ・ 若年性認知症の人
地域の人	・ 地域で暮らしている人、働いている人すべて ・ 医療や介護等の専門職、企業の人も含む
行方不明者	・ 生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であって、警察署に届けをされたもの。 ※行方不明発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号、（以下「規則」という。）第 2 条第 1 項及び同規則第 6 条第 1 項
関係機関	・ 五條市における地域ケア会議（五條市地域包括ケア会議運営要綱、平成 28 年 3 月告示第 27 号）を構成する団体 (1) 五條市自治連合会 (2) 五條市民生児童委員連合会 (3) 五條市老人クラブ連合会 (4) 五條市赤十字奉仕団 (5) 公益社団法人五條市シルバー人材センター (6) 社会福祉法人五條市社会福祉協議会 (7) 五條市介護保険事業所協議会 (8) 五條市医師会 (9) 南和広域医療企業団 (10) 郵便局(五條市内) (11) 五條市森林組合 (12) 五條警察署 (13) 奈良県吉野保健所・内吉野保健所 (14) 五條市あんしん福祉部 (15) その他市長が必要と認める組織及び団体
協力団体	・ 本市のあんしん見守り・SOS ネットワークの趣旨に賛同し、協力できる企業、事業者、団体等であって、あんしん見守り・SOS ネットワーク協力団体登録申請書により協力団体として、市と協定を締結し協力団体登録名簿に登載している事業者等。

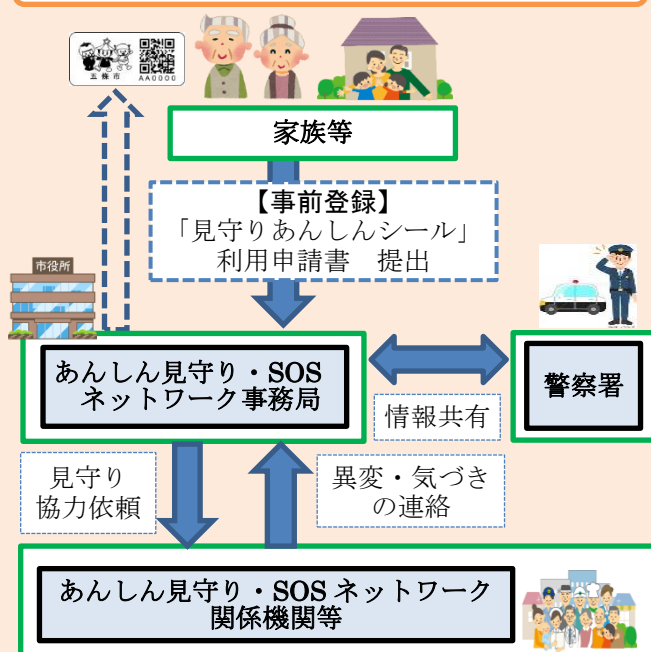
(3) あんしん見守り・SOS ネットワークとは

あんしん見守り・SOS ネットワークとは、地域における認知症のへの理解の促進を図るとともに、①認知症の人等が行方不明になる恐れがある場合、情報を事前登録し、一人ひとりの見守り体制を検討し、日頃の見守りを地域の人等で行い、行方不明の未然防止につなげる**普段からの見守りネットワーク**と、②行方不明時に、地域の人(ネットワーク構成員)に情報発信し、**早期発見に取組む SOS ネットワーク**、③行方不明による本人と家族のダメージ(不安)を緩和する支援、再発を防ぐための**支援を行うアフターサポート体制の 3つの機能のネットワーク**のことです。

また、市全体の見守り・SOS ネットワークを構築することで、各地域で既に行われている見守り体制をより強固なものとなり、認知症の人だけでなく高齢者の普段からの地域での一連の見守りの体制につなげることができます。

あんしん見守り・SOS ネットワークの流れ

①事前登録による普段からの見守りネットワーク

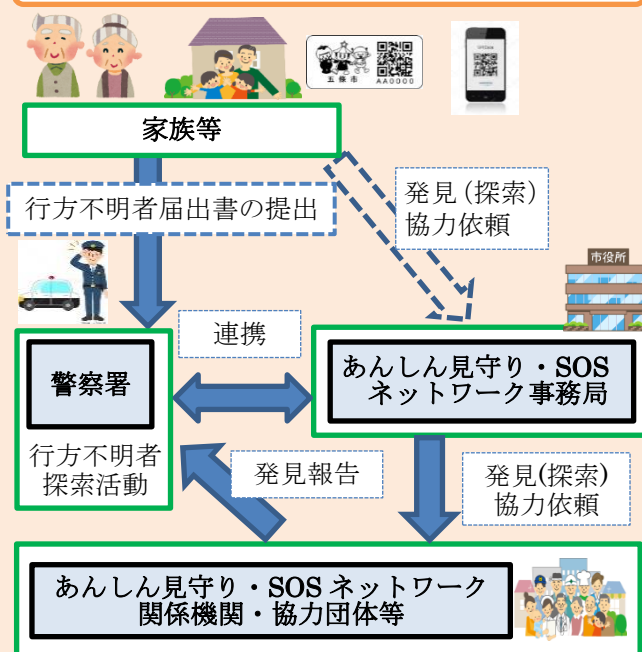


認知症等により行方不明となる恐れがある場合、「見守りあんしんシール」利用申請書による事前登録により、日頃からの地域の見守りを行う。

※ケース会議等で、「見守りあんしんシール」交付対象者一人ひとりの見守り体制を検討し、ネットワーク関係機関等に協力を求める。

※事前登録：「見守りあんしんシール」利用申請書の主な内容
氏名(旧姓)、生年月日、住所、身体的な特徴(身長、体重、頭髪等)、行きつけの場所、かかりつけ医、介護認定、緊急連絡先、最近の写真(顔、全身)等

②行方不明時の早期発見の SOS ネットワーク



行不明発生時、家族等(自治会等に相談)が速やかに警察に行方不明届出書を提出する。

あんしん見守り・SOS ネットワーク事務局からあんしん見守り・SOS ネットワーク関係機関・協力団体等に「見守りあんしんシール」利用申請書の事前登録の内容に、行方不明時の状況を加えFAX、メール等で発見(探索)に向けた協力を依頼する。

※事前登録の内容と協力を求めるあんしん見守り・SOS ネットワーク関係機関・協力団体等の範囲は、家族等の同意を得て発信する。

③再発を防ぐため支援を行うアフターサポート体制

地域の関係者と、行方不明保護後の人の存在や状況について話し合う場を設け、本人と家族のダメージ(不安)を緩和する支援

(4) 役割

所属	役割の内容
【市認知症担当課】 ・介護福祉課 ・地域包括支援センター	あんしん見守り・SOS ネットワークを構築し、事前登録（見守りあんしんシール交付）による一人ひとりの地域での見守りを行う（普段からの見守り）とともに、行方不明時（SOS 時）に <u>あんしん見守り・SOS ネットワーク関係機関・協力団体等に情報発信し、</u> 早期発見につなげる取り組みを行う。
【奈良県 認知症担当課】 地域包括ケア推進室	市町村の認知症担当課からの依頼を受けて、 <u>県内外の関係機関に対して行方不明者の早期発見の協力依頼を行う</u> ほか、行方不明者に関する情報の取り扱いについて、 <u>広域的な連絡調整</u> を行う。
【所轄警察署】 五條警察署 生活安全課	家族や関係者から事情聴取を行った上で届出を受理し、 <u>行方不明者発見活動</u> を実施する。
【奈良県警本部】 人身安全対策課	県内各警察署からの連絡を受けて、行方不明者発見活動や身元不明者の身元判明に向けた <u>広域的な調整</u> を行う。
関係機関	本市の地域ケア会議を構成する団体である自治会、民生委員、老人クラブ等の構成員又は会員等が、認知症の人等の <u>普段からの地域での見守り活動</u> をするとともに、行方不明発生時（SOS 時）には、各構成員が <u>できる範囲で発見（探索）に協力</u> を行う。
協力団体	あんしん見守り・SOS ネットワークの趣旨に協力できる団体であって、認知症の人等が行方不明になった時、 <u>できる範囲で発見（探索）への協力及び普段からの声掛け・見守り、日常と異なる不審な点や気になる点に気づいた場合</u> 、あんしん見守り・SOS ネットワークを通じて、 <u>市等の事務局に連絡</u> を行う。

【言葉・用語の配慮】

○「徘徊」の文字は使わない

⇒ 本人は、「目的もなくウロウロしている（徘徊）」のではなく、何らかの目的があって歩いている。誤解や偏見をなくするため「行方不明」という言葉としている。

○「探索」ではなく、「発見（探索）」に

⇒ 「探索」という言葉を使うと、「厄介ごと」というイメージを抱かせてしまうため、「発見（探索）」としている。

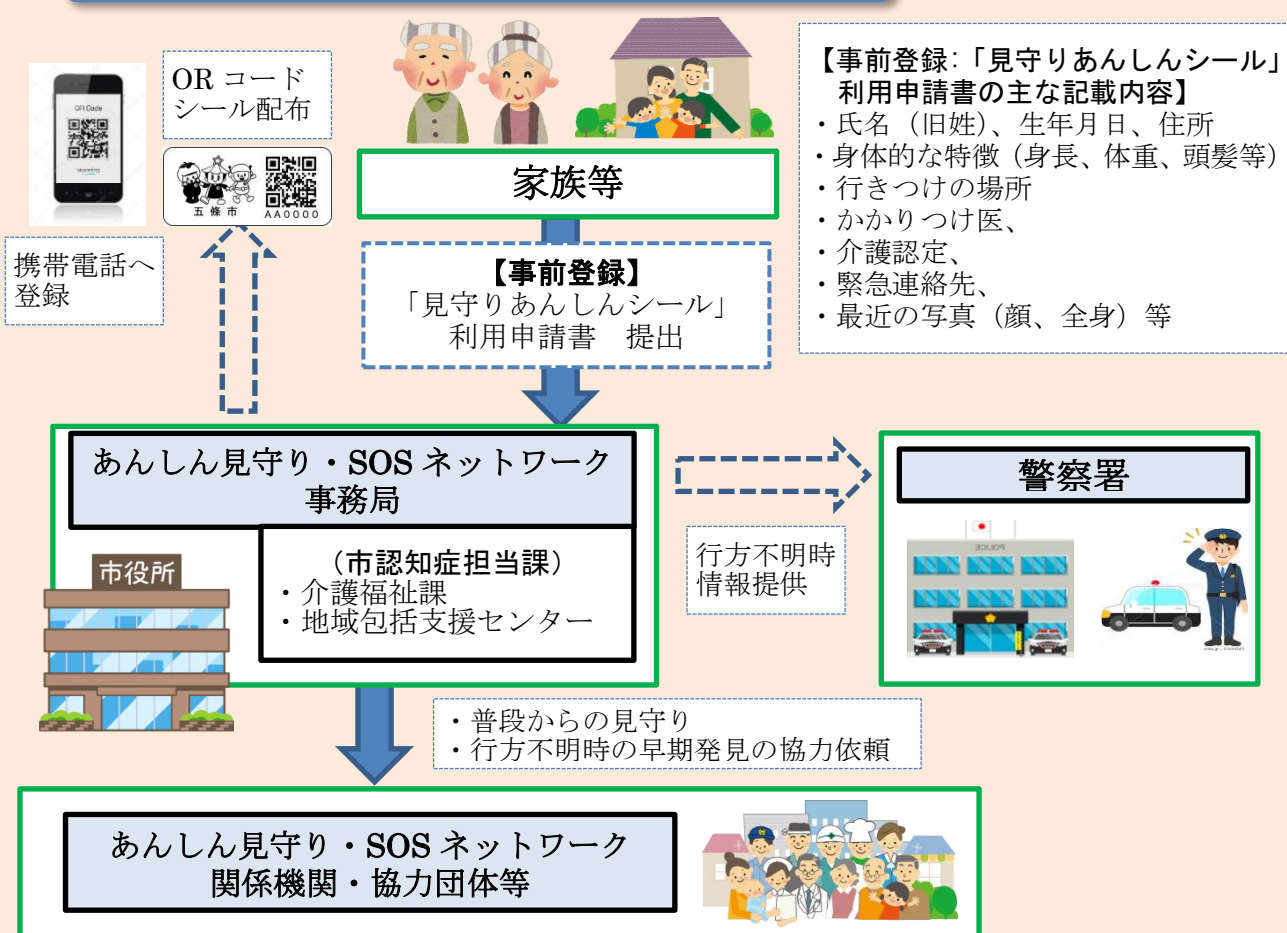
3 認知症の人等が安心して外出できるように（行方不明の未然防止）

（1）事前登録（「見守りあんしんシール」）による見守りネットワーク

本市では、認知症等が原因で行方不明となる可能性のある本人の安全及び介護する者又はその家族の精神的負担の軽減を図ることを目的に、平成30年7月から **QRコードを活用した「見守りあんしんシール」交付事業**を始めています。

この事業を活用して、利用申請書に対象者（認知症の人等）の氏名（旧姓）、生年月日、住所、身体的な特徴、緊急連絡先等を記載し、最近の写真（顔、全身）を添付して、**認知症の人等の情報を事前に登録し、家族等の同意を得て、行方不明時等の緊急時に関係機関や協力団体等と情報共有し早期に発見できるようにします。**

事前登録：「見守りあんしんシール」交付の流れ



【普段からの見守り】

事前登録の内容を、その人の地域とのつながりを把握し、本人や家族の了解を得た上で、散歩のルートやよく行く場所を確認するとともに、その周辺のお店や施設の人、近所の人などに見守りや声掛け、異変（様子がおかしい、いつものルートと違うなど）を感じた場合に家族への連絡をお願いするなど、一人ひとりの地域の見守り体制が必要です。

認知症の人等は、その人なりの理由があって外出します。無理に外出を制限するのではなく、周りの人々に温かく見守られながら、安心して出歩くことができるまちづくりを進めていきます。

(2)「見守りあんしんシール」の利用概要

QRコードがついたシールを衣服等に貼り付けておくと、万が一、認知症等が原因で行方不明となり、発見・保護された場合は、発見者がQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、伝言板で表示され、発見者が現在の居場所等を入力すると保護者あてにメールを自動送信。発見者と保護者の双方で直接やり取りできるため、保護者は24時間365日いつでも素早く高齢者を迎えに行くことが可能となります。なお、発見者と家族等とは伝言板機能を使って連絡するため、お互いの個人情報には触れることはありません。

■【流れのイメージ】



■見守りあんしんシール(1人に付き30枚セット)

耐洗コードラベル(熱圧着タイプ) 20枚、蓄光シール 10枚
衣服・帽子等身につけるものに貼り付け、費用は無料

【見守りあんしんシールの見本】



(原寸大 たて2.4cm、よこ5.0cm)

■対象者 市内に住所を有する自宅で生活をされておられる高齢者等で、認知症等が原因で行方不明となる可能性のある人 等

■申請場所 介護福祉課 長寿係
地域包括支援センター

■申請者 対象者の親族・後見人・保佐人
※申請者の身分を証明できるものを持参

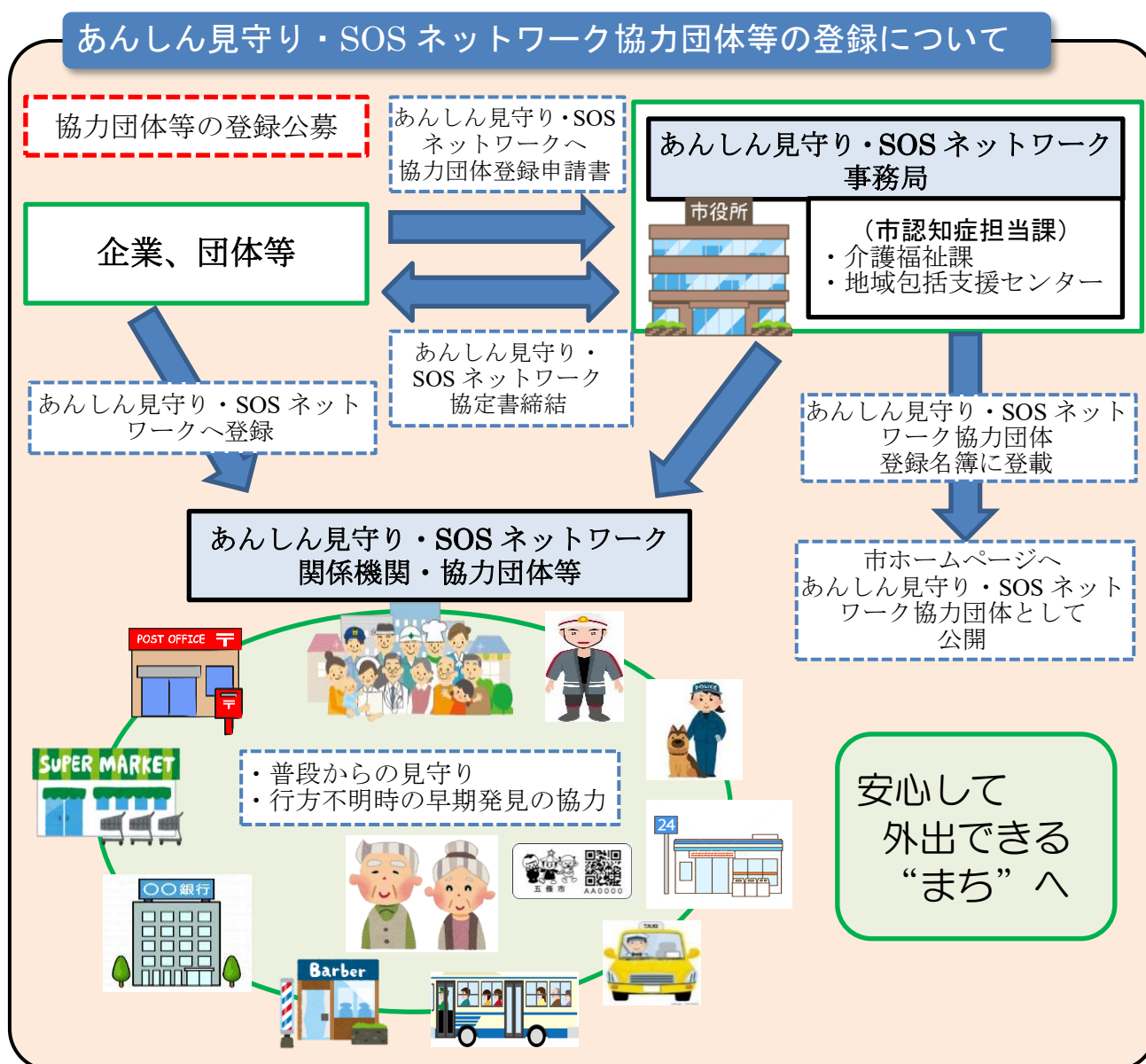
(3) 地域での見守り体制の構築について（協力団体等の登録）

普段から本人を緩やかに見守り、いざという時に、可能な範囲で一緒に探してくれる多様な立場の見守り手を着実に増やしていくために、地域ケア会議で構成される関係機関以外に、地域にある企業や団体等に協力を呼びかけ、あんしん見守り・SOS ネットワーク協力団体として、市と協定を結び登録してもらいます。

登録の前後で、認知症の人等への理解や安心・安全な外出を見守る必要性、見守り手としてできることや配慮等を学ぶ機会等を作り、登録をきっかけに各自が普段の中で無理のない見守りを実行していくことができます。

登録してくれた協力団体等にネットワークの継続的な情報提供や関連の事業等への参画・協力の呼びかけを行い、登録によるつながりを、ネットワークの拡充や様々な関連事業の実効性を高めるために、最大限活かしていきます。

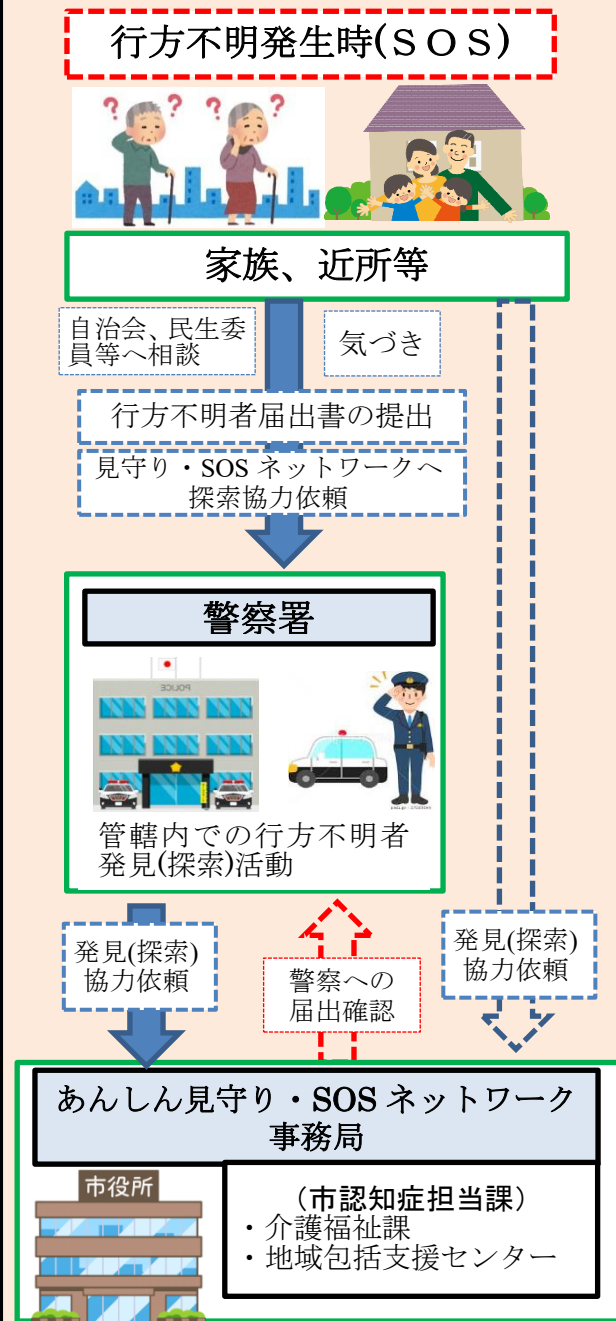
日常적인見守り手が増えることで、本人・家族の安心感や外出のしやすさが高まり、見守りの体験を重ねることで、いざという時に一緒に探す実効力が高まります。



4 認知症の人等が所在不明になったとき（行方不明対応）

（１）警察への届け出（行方不明の発生時の対応）

行方不明発生時の対応：警察等への届け出



(1) 認知症の人等が行方不明なったことを家族や近所等の人がきづいた場合、まずは、事件・事故に遭遇していることも踏まえ、行方不明者を迅速に発見することが重要であることから、警察（110 番）に連絡し、行方不明者届出書を提出する。同時に、自治会や民生委員等へ連絡・相談する。

(2) 家族等からの行方不明者届出書の提出やあんしん見守り・SOS ネットワークへの発見(探索)協力依頼は、原則警察署に窓口を一本化することで、家族の負担を軽減する。ただし、家族等からそれぞれが連絡を受ける方がよいと判断した場合、それによる。

(3) 行方不明者届出書の提出やあんしん見守り・SOS ネットワークへの発見(探索)協力依頼があった警察署は、市のあんしん見守り・SOS ネットワーク事務局へ連絡し、ネットワーク構成員へ発見(探索)協力を求める。

※あんしん見守り・SOS ネットワーク関係機関・協力機関等への発見(探索)協力依頼の内容と発見(探索)の範囲は、家族等の同意を得て発信する。また、消防団又は捜索犬の要請については、市との協定に基づき警察から市の危機管理課に要請して発見(探索)活動を開始する。

【五條市の行方不明者に関する協定等について】

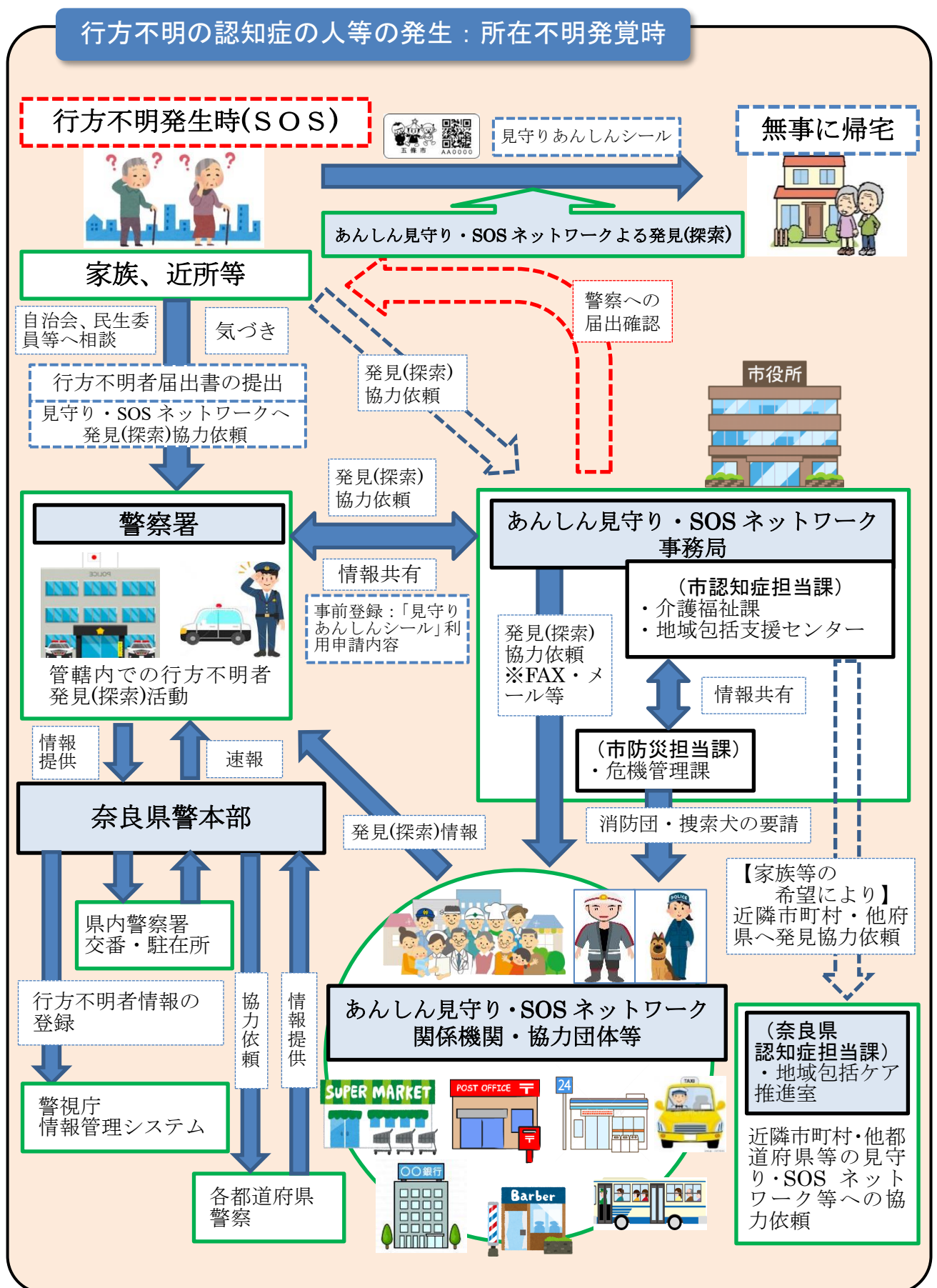
○行方不明者等捜索に関する覚書（平成 27 年 6 月 24 日）

行方不明者等の捜索時の相互連携 五條警察署 五條市消防団

○災害等における不明者等の捜索に関する協定書（平成 27 年 11 月 5 日）

災害救助犬等による不明者の捜索支援 日本警察犬協会奈良県支部・SAR-DOG CWC

(2) 所在不明時の対応の流れ



(3) 行方不明者の情報提供について

①市内の情報提供

本市は、認知症の人等が行方不明となった時の早期発見のため、警察署との連携により消防団や捜索犬による発見（探索）活動を管轄する市防災担当課、市認知症担当課、その他関係する部署、あんしん見守り・SOS ネットワーク事務局が連携して、必要な情報を共有します。

また、あんしん見守り・SOS ネットワーク関係機関及び協力団体等への発見（探索）活動への協力依頼については、関係機関については、市庁内の関係機関を担当する部署と連携して情報を発信し、また、登録されている協力団体等については、あんしん見守り・SOS ネットワーク事務局より、直接、協力団体へ協力依頼を FAX、メール等により行います。

特に、協力を依頼する行方不明者の情報については、個人情報の保護の観点から、情報発信する前に家族等の必ず情報の内容及び情報発信の範囲等について、同意を得て実施します。

また、初期の発見（探索）活動に有効と思われる防災行政無線の活用や市職員への発見（探索）については、市防災担当課と協議して今後検討していきます。

②市外、県外への情報提供

本市は、認知症の人等が行方不明となった時、市内のあんしん見守り・SOS ネットワークによる発見（探索）活動において発見されず、県内や県外への市町村へ行方不明となった認知症の人等の発見協力の依頼を行う場合、奈良県の認知症担当課に行方不明者の情報の発信先や範囲を明確にしたうえで、市外、県外へ協力の依頼を行います。

奈良県の認知症担当課は、速やかに県内市町村、発見協力の依頼を希望する都道府県へ発見協力のメールを発信します。発見協力の依頼を受けた市町村、他府県は、その市町村、他府県のルールに従って対応を行います。

また、立ち寄る可能性がある近隣市町村、他府県の市町村（実家、以前住んでいた所、兄弟姉妹や知り合いがいる、以前の職場等）へは、緊急を要することから県を介さず、直接発見協力依頼を行えるよう検討していきます。

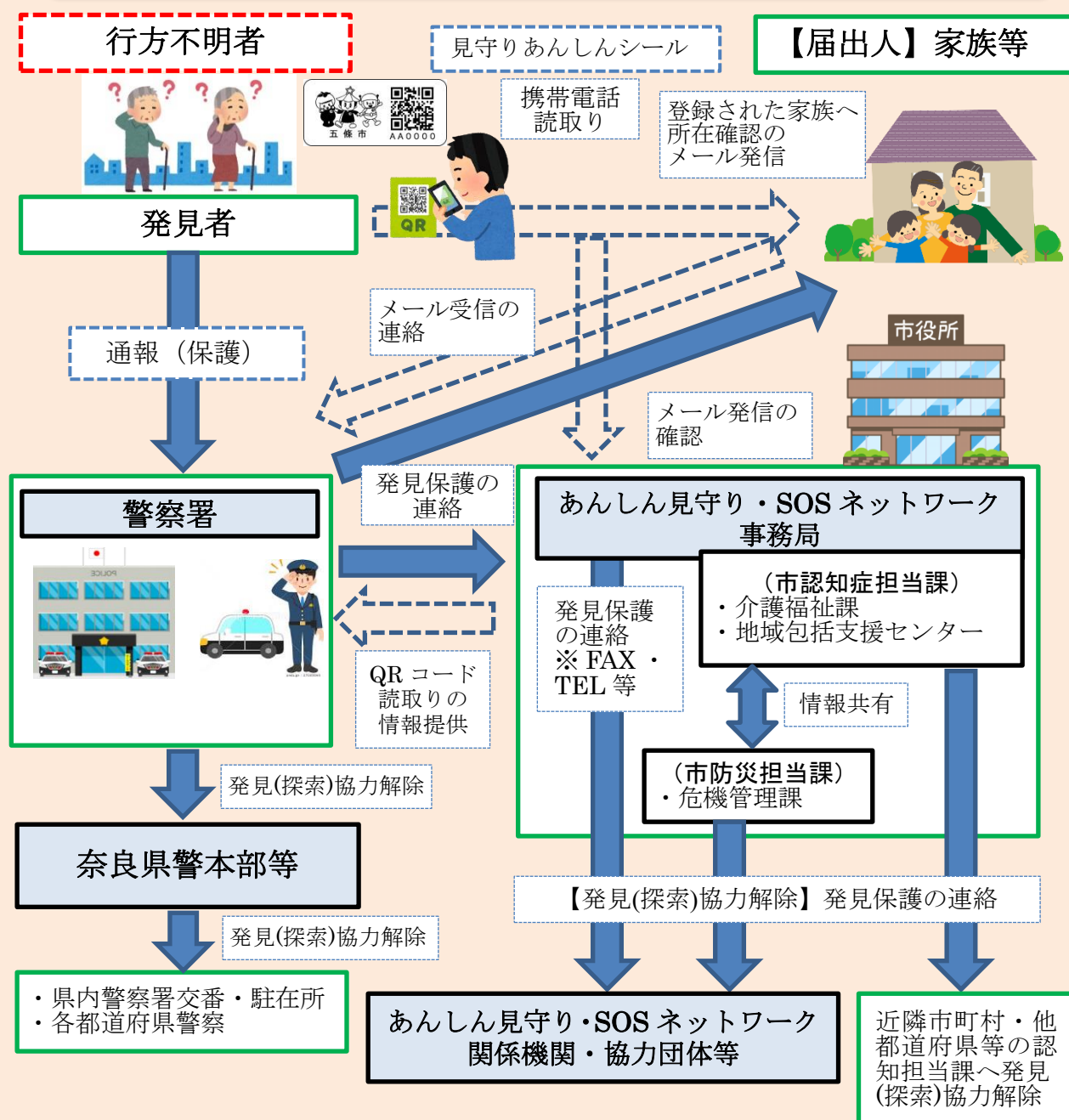
③警察が行う情報提供

警察においては、行方不明者届出書を提出した家族等の意向があれば、行方不明となった認知症の人等の手配チラシを県内・県外の警察施設等に掲示し、公表することができます。（チラシは、家族等が作成し、必要部数を警察へ提出します。掲載期限はおおむね 3 か月）

5 認知症の人等を保護したとき

(1) 事前登録者の保護時の対応の流れ

あんしん見守り・SOS ネットワークで探索している者：発見した場合



【言葉・用語の配慮】

○「徘徊」の文字は使わない

⇒ 本人は、「目的もなくウロウロしている（徘徊）」のではなく、何らかの目的があって歩いている。誤解や偏見をなくするため「行方不明」という言葉としている。

○「搜索」ではなく、「発見（探索）」に

⇒ 「搜索」という言葉を使うと、「厄介ごと」というイメージを抱かせてしまうため、「発見（探索）」としている。

6 あんしん見守り・SOS ネットワーク構築後の取り組み

あんしん見守り・SOS ネットワークの流れや方法が形作られても、実際にうまく連絡が流れるか、早期に発見できるかを実際に試してみないとわからないため、模擬訓練を実施する必要があります。

また、行方不明による本人と家族のダメージ（不安）を緩和し、再発を防ぐための支援を行うアフターサポート体制が必要となってきます。

（１）模擬訓練

あんしん見守り・SOS ネットワークの構成員や地域の人たちが、実際の行方不明発生時に上手く動けるように、実際に想定した場面を作り、模擬的に動いてみる体験をする訓練を行う必要があります。

【模擬訓練の確認事項】

- 家族等が本人の行方不明に気づいた後の警察への通報の仕方
- 警察が通報を受けた後のネットワーク構成員への協力依頼の流れや方法
- 構成員等の探索や発見時の声かけの方法
- 発見後から探索本部（警察等）までの流れや方法

また、訓練後に振り返りを行うことが重要となります。

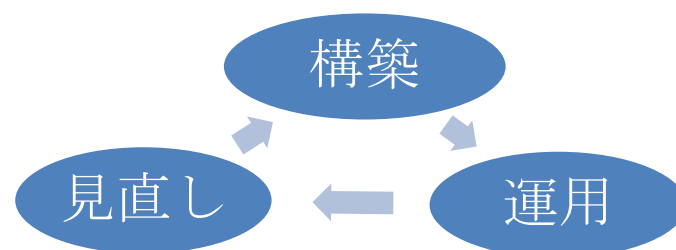
参加者一人ひとりが各自の認識や動きを点検しあい、実際の時によりよく行動できるための改善点を確認します。

運営者と全員が想定しているあんしん見守り・SOS ネットワークの流れや方法で上手くいくかをみんなで点検し、実際の時にネットワークが上手く機能するよう改善点をみんなで考えます。

（２）定期的な見直し

模擬訓練や実際に運用した結果、協力依頼の流れや方法等で気づいた改善点を基に、見守り・ネットワークの見直しが必要となります。

地域ケア会議等で、模擬訓練や運用により生じた課題についてあんしん見守り・SOS ネットワークの関係機関や協力機関等で話し合い、より効果的で迅速に運用ができるよう関係者で連携して行くことが重要です。



【見直しの内容】

- 年 1 回関係者で地域ケア会議等を開催し、あんしん見守り・SOS ネットワークについて確認し見直しを実施
- 見守りの協定をしている協力団体（事業者等）に対して年 1 回研修会等を行い、見守りによる対応状況等の情報提供を行うことで、活動の活発化を図る
- 定期的に事前登録者（見守りあんしんシール）の状況確認、情報更新を実施

（３）アフターサポート体制

行方不明となり、無事に発見・保護されることは、まずは一安心ではあるが、その一連の体験は本人、家族それぞれに大小様々なダメージをもたらしていると想定されます。

保護後の適切な支援がないと本人、家族ともに生活や心身状態が不安定になったり孤立が深まったり、行方不明を繰り返したり、在宅での生活継続が困難になり入所・入院にいたる人も少なくありません。それらを食い止めるために、**警察や関係者と連携しながら、保護直後の本人や家族等とつながりをつくり、ダメージの緩和や行方不明の再発防止など、必要な支援（アフターサポート）を行うことが非常に重要**となります。

保護後の人が地域の中で安心・安全に暮らし続けていけるために、あんしん見守り・SOS ネットワークの関係者とのつながりも活かしながら支援していく体制づくりが必要となります。

【保護後の「一人」から、フォローを丁寧に】

- 地域の関係者と、行方不明保護後の人の存在や状況について話し合う
- 何らかの支援が必要と考えられる人や、現状が把握できていない人と直接・間接的につながる工夫をし、見守りやSOS時の備えを検討
- 今後、地域で行方不明が新たに発生した場合できるだけ直後からの関わりや検討会を実施する流れをつくる

【様式】

○行方不明届出書（警察署）

※行方不明発生時に警察に届ける書類。（最寄りの警察署に提出）

○五條市あんしん見守り・SOS ネットワーク事業 協力依頼届（兼連絡書）

※行方不明発生時に五條市見守り・SOS ネットワークを構成する関係機関等へ発見（探索）の協力を求める書類。（市役所へ提出）

○五條市あんしん見守り・SOS ネットワーク事業 協力団体登録申請書

※五條市あんしん見守り・SOS ネットワーク事業の趣旨に賛同し、認知症の人等の普段の見守りと行方不明発生時の発見（探索）に協力できる事業者等の協力団体登録申請書。（市役所へ申請）

○五條市あんしん見守り・SOS ネットワーク事業 協定書

※五條市あんしん見守り・SOS ネットワーク事業の趣旨に賛同し、認知症の人等の普段の見守りと行方不明発生時の発見（探索）に協力できる事業者等と市との協定書。

【参考文献】

○「認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク構築の手引き」

兵庫県健康福祉部 高齢者社会局高齢対策課・社会福祉局生活支援課
兵庫県警察本部生活安全部 生活安全企画課

○「見守り・SOS 体制づくり基本パッケージ・ガイド」

社会福祉法人 浴風会・認知症介護研究・研修東京センター

【改訂】

令和4年4月1日